

主 文
本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、検察官提出の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は弁護人提出の答弁書記載のとおりであるから、これらをここに引用し、これに対して次のとおり判断する。

ところで、所論は要するに原判決は本件公訴事実については適法な告訴があつたものとは認め難いとの理由に基き本件公訴を棄却する旨の言渡をしたのであるが、右は訴訟手続の法令に違背し、不法に公訴を棄却したものであつて到底破棄を免れないものと思料する旨主張する。

仍つて所論に基き本件記録を精査し、原判決を仔細に検討勘案するに、原判決が本件公訴事実につき適法な告訴があつたものと認め難いとの理由に基き本件公訴を棄却したのは洵に相当であつて、原判決にはいささかも所論の如く訴訟手続の法令に違背し、不法に公訴を棄却した違法は存しない。今その理由を詳説する。

ところで、本件公訴事実の要旨は、「被告人は、昭和三三年九月七日頃東京都大田区 a b 丁目 c 番地所在 A 劇場内婦人便所において〇〇子（昭和二四年一月二日生）を、同女が一三才未満であることを知りながら、姦淫しようとして、同女のブローズをはずし陰茎を同女の陰部に強く押しあて姦淫しようとしたが、射精したためその目的を遂げなかつたものである」というにあるのであるが、かかる強姦未遂の犯罪たるや、所謂親告罪であつて公訴提起の要件として適法な告訴を必要とするものであること洵に明らかである（刑法第一八〇条第一七七条第一七九条）。

ここに告訴とは法律上告訴権を有する者が検察官若しくは司法警察員に対して犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示であつて、その方法は書面若しくは口頭によることを要するのである（刑事訴訟法第二三〇条乃至第二三四条第二四一条）。

そこで本件につき右の如き告訴がなされたか否かを記録により審究するに、先ず〇〇××子の司法警察員に対する昭和三三年一月三日付告訴調書によると、右××子が司法警察員に対し口頭で、B という人から長女の〇〇子が被害を受けた旨申し述べ、これについて嚴重な処罰を求めていることが認められるけれども、此の調書だけでは〇〇子がいつ、何処で、如何なる被害を受けたか明らかでなく、只此の調書には同日付の〇〇子の司法警察員に対する供述調書の内容が引用されておるところから、両者を総合すると、右××子が、B なる者を加害者、〇〇子を被害者とする強姦未遂の事実について処罰を求めていることが認められるのである。そして右〇〇××子の昭和三三年一月二八日付 D 検事に対する供述調書中の供述記載によつても、本件につき処罰を求める趣旨の意思表示の存在することが認められるのである。

ところが原審証人〇〇△△の原審第一回公判調書中の供述記載、東京都大田区長作成の〇〇△△の戸籍謄本の記載によれば、前記××子は被害者〇〇子の継母であつて親権者ではないことが明らかであつて、本件につき告訴権を有しないのである。従つて右〇〇××子の前記意思表示はこれを以て適法な告訴とは認め難いのである。

よつて進んで、本件につき被害者〇〇子本人若しくは〇〇子の実父にして親権者たること右戸籍謄本により明らかなる〇〇△△より本件公訴提起前に適法な告訴があつたか否かを検討するに、被害者たる〇〇〇〇子の司法警察員に対する昭和三三年一月三日付供述調書中の供述記載には、本件公訴事実に対応する記載があり而してその末尾に「今度からこんないやらしいことをしないようにして下さい」との記載があるのであるが、〇〇子は当時一〇才未満の少女であつて完全な意思能力を有しないものと認められるのみならず、この程度の記載を以つてしては未だ被害者たる〇〇子より口頭による告訴があつたものとは到底認め難く、而して昭和三三年二月一日付の電話聴取書によると、その内容欄に「昭和三三年一月三日付をもつて告訴致しました B に対する強制わいせつ事件の告訴は取消致しませんから嚴重な処分をお願い致します」との記載があり、その発信者欄には「大田区 a b 丁目 d 番地 C 別館内〇〇」との記載があり、受信者欄には「東京地方検察庁刑事部 D 検事」との記載があるのであるが、これと同聴取書に引用されている前記××子の告訴調書及び更に同調書に引用されている〇〇子の供述調書を総合しても、〇〇××子より告訴を維持する旨の意思表示のあつたものと認めるは格別、その意思表示が〇〇△△よりなされたものであるとは到底認められないのである。

ところが、原審証人D、同□□△△、同Eの原審公判調書中の各供述記載に、□□××子の前記告訴調書及び検察官に対する供述調書の各供述記載を綜合考察すると、原判決も説示する如く、事の経過は、本件捜査担当のD検事は、××子を○子の実母であると信じて当然告訴権を有するものと速断し、右××子の司法警察員に対する告訴を有効であると考えていたが、××子が同検事に対し、告訴を維持するかどうかは夫と相談してきめたい旨述べていたので、たまたま同年一月一日○子の父□□△△から被告人の保釈の件について問い合わせた際、△△に告訴を維持するかどうかを確め、同人から「告訴を取消さないから嚴重に処分を願う」旨の答を得て、その旨の電話聴取書を作成したことが認められるのである。従つて右電話聴取書の発信欄の「□□」とあるのは実際は××子ではなく、△△であることが認められるのである。

そこで先ず電話による告訴が適法であるか否かを考察する。ところで、検察官又は司法警察員は、口頭による告訴又は告発を受けたときは調書を作らなければならないのであるが（刑事訴訟法第二四一条第二項）、右調書の作成の方式について詳細な規定の設けられていない（要旨）とは所論のとおりである。然し所論の如く刑事訴訟法上口頭とある場合には当然電話による通話を包含するも（要旨）のと解することが同法の趣旨に適合するものと解すべき根拠はこれを発見し難いのであつて、寧ろ口頭とは本来對話者が直接相對し、その面前において行う應對を指すものとするのが通例であり、同法或は刑事訴訟規則において、口頭と規定する場合にも右の用例に従っているものと解せられるのであつて（刑事訴訟法第六五條第二項、刑事訴訟規則第一二九條第一項第二〇九條第五項第二九六條第一、二項参照）、口頭による告訴の場合に限り当然に電話による對話を包含するものと解すべき根拠に乏しいものと解せられるのである。しかのみならず、表意者の辨別並にその意思表示の内容の明確を期するについて面前における對話と電話による告訴の場合には調書の作成を必要としているのは、畢竟表意者を特定し、その意思表示の内容を明確ならしめ、後に疑いを残すことのないよう配慮しているもの以外ならないのであるが、この点についても、前者の場合には調書に表意者の署名押印を求めることにより、その内容の確実性を保障し得るに反し、後者の場合にはかかる保障を期待し難いのである。

従つて以上何れの点からしても電話による告訴は口頭形式の一場合として当然許容せられるものとは遽に断じ難いのであつて、仮に口頭の一形式として許容せられるとしても、調書により表意者並びにその意思表示の内容が特に明確にせられていられる場合に限るものと解するのが相当である。而して本件においては前記電話聴取書こそ正に口頭の告訴に基き作成せられた調書であると認められるのであるが、右電話聴取書の記載たるや前記の如く発信者欄には単に「□□」とあるのみであつて、告訴をなした者が何人であるかその記載のみでは判明せず、内容に引用の他の告訴調書等を以つてしても、それを□□××子と認めるは格別、本件起訴前においてはそれが□□△△によつてなされたものと認めらるべき資料は全然存在しないのである。

然し親告罪における告訴は起訴についての重要な訴訟条件たるものであるから、少くとも起訴の当時告訴した者が何人であるか、犯罪事実の如何等の如き事項は、固より明確であることを要し、仮令それがその後の審理においてその不備の点を補充し得るとしても、それには自ら限度の存することは原判決説示のとおりである。然るに本件においては前段説示の如く電話聴取書における表意者の表示に明確を欠くのみならず、原審の審理の経過に徴するも、□□△△は単に告訴を取消さないから、嚴重に処分を求める旨の音思を表示したに止り、何等具体的な犯罪事実を明示していないのであつて、意思表示の内容からするも、未だ新たな告訴としての要件を備えているものとは認め難いのである。

以上説示の如く本件公訴事実については、本件公訴提起前において適法な告訴がなされたものと認むべき明確な資料は存在しないのであつて（それは当審における事実取調の結果に徴するも極めて明らかである）、原判決が、本件電話聴取書の形式、内容の不備、該聴取書作成当時の捜査機関たるD検事及び□□△△の真意に対する解釈上の疑問の故に、本件につき適法な告訴がないとして本件公訴を棄却したのは洵に当然であつて、所論は總べて採用し難い。論旨はその理由がない。

仍つて刑事訴訟法第三九六條に則り主文のとおり判決する。

（裁判長判事 山本謹吾 判事 渡辺好人 判事 目黒太郎）

